# 戸田市合唱連盟規約

# 第1章 総則

- 第1条 本連盟は、戸田市合唱連盟(以下、「連盟」という)と称する。
- 第2条 連盟の事務局は、理事長の指定するところに置く。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 連盟は、戸田市の音楽文化の向上、発展のために合唱音楽の普及、発展を進めることを目的とし、会員相互の協力及び啓蒙に努め、あわせて他地域との文化交流をはかる。
- 第4条 連盟は、目的を達成するために次の事業を行う。
  - (1) 合唱祭及び合唱音楽に関する講習会の主催。
  - (2) 加盟団体の事業に対する援助、後援。
  - (3) その他必要と認めた事業。

#### 第3章 会員団体

- 第5条 連盟の会員団体は、戸田市内に関わりを持つアマチュアの合唱団体とし、加盟は、 書面をもって届け出て、理事会の承認を得ることを要する。
- 第6条 脱退の場合は、その旨を書面をもって届け出る。
- 第7条 会員団体は、次の義務を果たすべく努めることとする。
  - (1) 連盟の活動への積極的な参加及び、積極的な協力。
  - (2) 連盟会費の納入
- 第8条 連盟の主旨にそぐわない会員団体及び会員団体としての義務を果たさない場合は、 理事会の決議により除名することができる。

#### 第4章 理事及び役職

- 第9条 理事は会員団体各団より2名をもって構成する。
- 第10条 理事より次の役職を置く。

理事長・・・1名 副理事長・・・2名 事務局長・・・1名 事務局次長・・・2名 監事・・・2名

- 第11条 役職の任務は次の通りである。
  - (1) 理事長は、連盟を代表し会務全般を統括する。
  - (2) 副理事長は、理事長を補佐すると共に、理事長不在の場合は、その任務を代行する。
  - (3) 事務局長は、連盟運営の実務にあたる。
  - (4) 事務局次長は、事務局長を補佐すると共に、事務局長不在の場合は、その 任務を代行する。
  - (5) 監事は、連盟の会計を監査し、年1回これを総会において報告する。
- 第12条 役職の選任は次の通りとする。

役職は理事会において選出し、総会でそれぞれ承認を受けるものとする。

第13条 役職の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

補欠又は増員により就任した役職の任期は、前任者の任期満了時に終了する。

#### 第5章 特別職

第14条 連盟に、次の特別職を置くことができる。

名誉会長・・・1名

音楽顧問・・・若干名

- 第15条 名誉会長は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 第16条 音楽顧問は、会員団体の指導者の申し出により着任し、代表音楽顧問1名を互選する。必要に応じて音楽顧問会議(指導者会議)を開催し、理事会の諮問に助言や協力をする。
- 第17条 特別職は、総会及び理事会に出席し意見を述べることができる。ただし議決に加 わることはできない。

#### 第6章 会議

- 第18条 会議は、総会と理事会とする。
- 第19条 総会は、年1回以上会員団体の2分の1以上の出席で開催し、連盟の基本的事項を審議決定する。但し、議決は理事及び各団より2名によるものとする。 尚、賛否同数の時は議長が決する。
- 第20条 総会に討議すべき事項は、次の通りである。
  - (1) 事業の計画・報告に関すること。
  - (2) 予算及び決算に関すること。
  - (3) 会員団体・理事に関すること。
  - (4) 規約・細則に関すること。
  - (5) その他の重要事項。
- 第21条 理事会の決議があった場合は、理事長は臨時総会を招集しなければならない。
- 第22条 理事会は必要に応じて理事長がこれを招集する。
- 第23条 理事会の決議は、出席者の過半数の賛成による。

#### 第7章 会計

- 第24条 連盟の経費は、連盟会費、合唱祭参加費、周年事業負担金、補助金、寄付金、その他の収入をもって賄う。
- 第25条 連盟会費は、年額3,000円とする。(合唱祭参加費や周年事業負担金などは、別途 細則に定めることとする)
- 第26条 連盟会費は、毎年5月31日までに納付しなければならない。 尚、年度途中の加盟の場合は、加盟時に納付する。
- 第27条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

#### 第8章 補則

- 第28条 この規約の変更は、総会の議決によるものとする。
- 第29条 慶弔行為の範囲は、特別職及び理事の結婚・公的受賞・死亡の通知ある時、各々電報にて行う。

## 附則

- この規約は、平成2年3月4日よりこれを施行する。
- この規約は、平成14年4月21日よりこれを施行する。
- この規約は、平成22年4月11日よりこれを施行する。
- この規約は、平成27年4月29日よりこれを施行する。

#### 細則

- (1) 合唱祭の参加費は、参加人数ひとりあたり 500 円とし、会員団体は合唱祭当日までにこれを納入する。尚、会員団体の増加や減少に応じて、毎年、金額は見直されるものとする。また、会員団体以外が合唱祭に参加する場合も、原則として該当する年度に設定された参加費を徴収することとする。
- (2)周年特別事業はおおむね5年ごとに開催し、その企画やそれに伴う会員団体の負担金は、前年度までに理事会において可能な限り決定し、会員団体に周知されるよう努めるものとする。